

口座振替割引

(選択約款)

令和元年 10 月 1 日

伊奈都市ガス株式会社

目次

1. 用語の定義	2
2. 適用条件	2
3. 契約の成立	2
4. 料金	2
5. その他の利用要件	2
6. その他	2
附則	
1. 約款の実施期日	3
別表	
別表第 1	3

口座振替割引

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「主契約」とは、この選択約款の対象となる別表第1に規定する約款に基づくガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約のとおりといたします。

2. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として当社の認める契約（別表1）に基づく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約に基づく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この選択約款の適用を希望されること。

3. 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申込を当社が承諾したときに成立いたします。

4. 料金

当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定に基づき算定いたします。

- (1) 口座振替割引額は、1主契約につき、次に定める金額といたします。
- (2) 各料金算定期間の主契約の料金は、別表第1に規定する約款によって算定された料金から、口座振替割引額を差し引いたものといたします。

1主契約につき	55.00円 (消費税相当額を含みます。)
---------	--------------------------

5. その他の利用要件

口座振替割引を適用のお客さまが口座残高不足等により引き落としができなかった場合、翌月の引落日に2ヶ月分のガス料金の合計を引き落としいたします。2ヶ月連続して引き落としができなかった場合、当社発行の振込用紙にてお支払いいただきますが、この場合振込用紙発行手数料として308円（税込）を申し受けます。

6. その他

その他の事項については、別表1の約款を適用いたします。

附則

1. 実勢の期日

この選択約款は令和元年10月1日から実施いたします。

別表

別表第1

主契約として当社が認める約款は、次のとおりといたします。

- ・ガス小売供給約款
- ・ガス暖房契約

変更履歴

平成29年6月1日 制定

令和元年10月1日 消費税率の引き上げに伴う割引額及び振込用紙発行手数料の変更